

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成27年1月26日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 山屋セミナーハウスの平成26年度の施設管理に係わる事務の執行について
2. 対象団体 山屋地区連合会
3. 監査期間 平成26年10月31日～11月17日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
収支決算書について、一部不適切な科目計上が見られるので、改善の上適正な経理処理に努めること。	収支決算書の収入の部へ労働保険（預り金）を計上していた件でご指摘を受け、預り金の科目を新たに設け、収入と切り離し計上いたしました。収支決算書の最終残高に変更はございません。